

第554回広島地方最低賃金審議会 別冊資料2

最低賃金の改正決定にかかる関係労働者及び関係使用者の
意見書・声明

受付順	団体の名称・陳述人氏名	申入日（受理年月日）	意見書の概要（表題）等
1	郵政産業労働者ユニオン 広島中央支部 支部長 永瀬 智之	令和6年7月7日 (令和6年7月10日)	広島県最低賃金の改正決定に係る意見書
2	郵政産業労働者ユニオン 呉支部 石野 利昌	令和6年7月18日 (令和6年7月16日)	広島県最低賃金の改正決定に係る意見書
3	広島市教職員組合 三宅 敏明	令和6年7月16日 (令和6年7月16日)	広島県最低賃金改定決定 審議にむけた意見
4	郵政産業労働者ユニオン 広島支部 支部長 増田 正文	令和6年7月16日 (令和6年7月16日)	広島県最低賃金の改定決定に係る意見書
5	広島県労働組合総連合 議長 神部 泰	令和6年7月30日 (令和6年7月16日)	広島県最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度の導入を
6	広島県労働組合総連合 事務局長 植永 光則	令和6年7月16日 (令和6年7月16日)	広島県最低賃金の改正にむけての意見について
7	全労連・全国一般広島合同労働組合 書記長 門田 勇人	令和6年7月15日 (令和6年7月16日)	最低賃金改定において支援策の充実、労働法制改悪ではなく労働行政充実を求める
8	郵政産業労働者ユニオン 中国地方本部 委員長 小野 康邦	令和6年7月14日 (令和6年7月17日)	広島県最低賃金の改定決定に係る意見書
9	広島市児童館指導員労働組合 執行委員 加藤 加代子	令和6年7月17日 (令和6年7月17日)	最低賃金の大幅な引き上げにより自治体で働く非正規労働者の労働条件の改善を
10	広島市留守家庭子ども会指導員労働組合 執行委員 大内 理枝	令和6年7月18日 (令和6年7月18日)	最低賃金の大幅引き上げ、非正規労働者の待遇改善を
11	広島県合同労働組合 生協ひろしまパート支部 書記長 田頭 奈美江	令和6年7月16日 (令和6年7月18日)	2023 年度の地域別最低賃金の目安にむけた意見書

12	郵政産業労働者ユニオン 広島県協議会 議長 岡崎 徹	令和6年7月18日 (令和6年7月18日	令和6年広島県最低賃金 改定審議に向けての意見 書
----	----------------------------------	-------------------------	---------------------------------

2024年7月7日

広島地方最低賃金審議会 御中

郵政産業労働者ユニオン広島中央支部

支部長 永瀬 智之

(住所・連絡先) 広島県広島市国泰寺町1-4-1

広島県最低賃金の改定決定に係る意見書

- 1、広島県最低賃金は、時給 1,500 円を目指し、大幅に引き上げること。
- 2、地域別最低賃金の地域間格差を縮小するための改正をすること。

以下、理由を述べます。

- 1、この間の物価高騰で、私たちの生活は圧迫され続けています。実質賃金は、2年以上連続して減少しています。とりわけ非正規雇用で働く人たちへしわ寄せがきています。

私たちの働く日本郵政グループ各社は、郵政の非正規雇用の多くを占める「時給制契約社員」の基本給を地域別最低賃金額に連動させています。そして、毎年の賃金交渉（春闘）では、毎年の最賃改定によって引き上げされているとして、会社はゼロ回答を続けています。結果として最低賃金の改定は、私たちにとって大変大きな意味を持ちます。

広島県の郵政の時給制契約社員の基本給は、最低賃金 970 円（端数繰り上げ）プラス 20 円で 990 円です。個々人別には、評価による 6 段階の資格給が加算されますが、月収約 16 万円でしかありません。これまでも節約生活をしてきましたが、急激な物価高の中で食費を切り詰めるしかない状況です。

広島県の最低賃金 970 円では、個人消費の拡大による「内需拡大」はもとより、生活の安定すら得られません。時給 1500 円は 10 年先の目標ではなく、近々に達成すべき金額です。広島地方最低賃金審議会は、時給 1500 円を目指して大幅な引き上げ改定をすべきと考えます。

また、想定される以上の物価上昇が起きた場合には、年度途中といえども最低賃金法第 12 条に基づき、広島地方最低賃金審議会が再改定を建議すべきです。

- 2、2023 年の地域別最低賃金の地域間格差は 220 円です。この都市と地方の格差は、賃金だけでなく人口問題や環境問題でもあります。昨年「目安額」を上回る改定が多くの地方ありましたが、地方での危機感の表れ、格差拡大では地域が持たないとの悲鳴です。

私たちの郵便局は全国で同じ仕事内容をしていますが、橋一つ渡れば、電車で一駅先に行けば基本給が違ふことが現実にあります。そのため、低い時給の郵便局には「募集しても応募がない」と人手不足に拍車をかけています。

全労連が全国 27 の都道府県で取り組んできた「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で 1500 円以上（月 150 時間）、直近の調査では、1700 円必要との結果が出ています。最低生計費と最低賃金の地域比較では、東京を 100 指数とすると沖縄では最低生計費 97.4 指数、最低賃金 80.5 指数となり、全く生計費に見合わない最低賃金と言わざるを得ません。

広島地方最低賃金審議会は、地域間格差をなくすべく、今年審議において格差の大幅な縮小をすべきと考えます。

以上

2024年7月18日

広島地方最低賃金審議会 御中

郵政産業労働者ユニオン呉支部
石野利昌

-

広島県最低賃金の改定決定に係る意見書

- 1、広島県最低賃金は、時給1500円を目指し、大幅に引き上げること。
- 2、地域別最低賃金の地域間格差を縮小するための改正をすること。

以下、理由を述べます。

- 1、この間の物価高騰で、私たちの生活は圧迫され続けています。実質賃金は、2年以上連続して減少しています。とりわけ非正規雇用で働く人たちへしわ寄せがきています。

私たちの働く日本郵政グループ各社は、郵政の非正規雇用の多くを占める「時給制契約社員」の基本給を地域別最低賃金額に連動させています。そして、毎年の賃金交渉（春闘）では、毎年の最賃改定によって引き上げされているとして、会社はゼロ回答を続けています。結果として最低賃金の改定は、私たちにとって大変大きな意味を持ちます。

広島県の郵政の時給制契約社員の基本給は、最低賃金970円（端数繰り上げ）プラス20円で990円です。個々人別には、評価による6段階の資格給が加算されますが、月収約17万円でしかありません。これまでも節約生活をしてきましたが、急激な物価高の中で食費を切り詰めるしかない状況です。

広島県の最低賃金970円では、個人消費の拡大による「内需拡大」はもとより、生活の安定すら得られません。時給1500円は10年先の目標ではなく、近々に達成すべき金額です。広島地方最低賃金審議会は、時給1500円を目指して大幅な引き上げ改定をすべきと考えます。

- 2、2023年の地域別最低賃金の地域間格差は220円です。この都市と地方の格差は、賃金だけでなく人口問題や環境問題でもあります。昨年「目安額」を上回る改定が多くの地方ありましたが、地方での危機感の表れ、格差拡大では地域が持たないとの悲鳴です。また広島県では人口流出が進んでいます。2023年では転出超過が7396人にのぼり、全国最多となっています。いろいろな要因はありますが、とりわけ最低賃金の低さから大都市への転出があります。

私たちの郵便局は全国で同じ仕事内容をしていますが、橋一つ渡れば、電車で一駅先に行けば基本給が違ふことが現実にあります。そのため、低い時給の郵便局には「募集しても

応募がない」と人手不足に拍車をかけています。

広島地方最低賃金審議会は、地域間格差をなくすべく、今年審議において格差の大幅な縮小をすべきと考えます。

以上

広島地方最低賃金審議会
会長様

広島市教職員組合 三宅敏明

労働者の労働条件の向上と広島県民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている広島地方最低賃金審議会委員の皆様に敬意を表します。私は広島市教職員組合所属の三宅敏明と申します。今日は発言の機会を与えていただきありがとうございます。広島県最低賃金改定決定審議にむけた意見を申し上げます。

梅雨入りして雨が続き蒸し暑い日が続いています

コロナ禍やアベノミクス失敗による円安スタグフレーションによる物価高騰で実質賃金が急低下しました。「日本という国はどこまで労働者を痛めつければ気がすむのか」と労働者の悲痛な叫びが聞こえます。私たちの生活を支えてくれる第一線で活躍しているスーパー、コンビニ、ホテル、飲食業、医療、介護、福祉など、コロナ禍から仕事を休まず支える「エッセンシャルワーカー」の労働者や製造業の労働者は、最低賃金ギリギリです。また小規模企業で働く労働者も同様に最賃額ギリギリで働かされています。身体を張って働いている者には受け入れがたいものです。

県内の労働者が注目しています

今年も広島県内で働く労働者が固唾を飲んで本審議会を注目しています。最低賃金時間単価970円で働いている労働者や最低賃金ギリギリで働く労働者がいるからです。この物価高の中、この賃金では生活できないからです。収入額が決まっているので支出をどれだけ減らすかで苦労の毎日です。スーパーでダンピングしてから商品を買うのはもちろんのこと、贅沢は一切できません。あるシングルママは、子どもに食べさせることを優先して自分は水で我慢する人すらいます。このように涙ぐましい努力も限界があります。最低限度の生活ができる賃金が欲しいのです。中央の目安額を地方審議会がどれほど積み増ししてくれるか固唾を飲んで見守っています。それは労働者の生活に直結しているからです。

物価高、月に手取り20万円以上が当たり前

「働いたら月に手取り20万円以上」、「時給1500円以上」、「全国一律制」この物価高騰の中、労働者のこの声に耳を傾け、生活が悪化している現状を具に見ていただき「生活改善できる最低賃金」の議論をしていただきたい。県内には、最低賃金時給970円で働いている労働者がいますし、最低賃金+10円とか、最賃に上乗せ20円とか決まっている労働者もいます。県内で働く全国加重平均額1004円を下回る労働者が何割いるか情報提供をお願いします。

全国一律制最低賃金の法制化を

賃金格差を是正するため全国4ブロックを3ブロックに改変される努力されましたが残念ながら東京と岩手県の賃金格差が220円になり前年度よりも格差が広がりました。全国をブロック分けした目安額の算出方法は格差を縮めるところか広げます。一刻も早くあらためるしかありません。最低賃金引き上げは、大企業510兆円もの内部留保を還元することで対応すべきです。これは自民党国会議員からも聞こえてきます。自民党最賃議連がまとめた提言に「大企業の内部留保に注目するこ

ともありうる」と言及しています。自民党内に全国一律制の確立を求める議員連盟がありますし、与野党を超えた動きとなっています。ぜひ中央審議会にも、厚生労働省にも広島選出の岸田文雄首相にも広島地方最低賃金審議会の名前で要求していただきたい。最低賃金全国一律制への法制化をすすめてください。

最低生計費を基本に賃金設定を

最低生計費に地域間格差がないことは全労連調査で明らかになっています。また地元広島でも単身者に月ごとの生計費調査を広島県労連が行いました。人前に出て恥ずかしくない生活にはどれくらい必要か。最低生計費調査です。2019年11月に若年者単身世帯に対して実施。昼食はコンビニ弁当、たまには外食。夕食は自炊、月5回外食。飲み会は2カ月に1回。スーツは1枚を4年間着る。男性で月に239,651円支出。厚生労働省が月173.8時間で計算しているので時給1379円になります。女性の場合は、朝夕は自炊が基本。休みのランチ(1000円)は月3回程度。食器類は100均でそろえる。スマホは月8000円、Wi-Fiはなし、それで月240,185円時給が1382円。時給1400円は必要だということが当時の調査でわかりました。現在では1700円必要となります。

私たちは、最低賃金を全国どこでもただちに時給1500円に引き上げ、すみやかに1700円にあげてほしい。そして勤労統計の月155時間で換算をすると1700円以上にすることを求めます。これが、人間らしい生活をおくるための最低限の要求なのです。

全国一律最低賃金制の確立や最低賃金の引き上げを求める意見書・決議は851自治体で可決されています。世論が広がり、最低賃金の引き上げの声が広がりつつあります。

最後に私たちは、コロナ禍や物価高騰のもとでも人間らしく生活するために最低賃金を引き上げてください。そして、全国で最低生計費の格差がないので全国一律制の最低賃金制を確立してください、以上お願いします。審議会での積極的なご議論をお願いして意見とします。

2024年7月16日

広島地方最低賃金審議会 御中

郵政産業労働者ユニオン広島支部
支部長 増田 正文
広島県広島市佐伯区石内東2-17-1

広島県最低賃金の改定決定に係る意見書

私たち郵政産業労働者ユニオンは、郵便局とその関連事業に従事する労働者で組織する労働組合です。郵便局では約半数の社員が非正規雇用であり、雇用形態の違い、所属する会社の違いを超えて、差別をなくしみんなで豊かな暮らしができるよう活動しています。

郵政産業労働者ユニオン広島支部は、広島市佐伯区石内にある「広島郵便局」で働く労働者によって組織されています。私たちは広島県西部地域の各郵便局で引き受けた郵便物を、主に全国の区分局や各配達受け持ち局に仕分けして発送する業務に従事しています。私たちの職場では約450人の社員が働いていますが、このうち6割に当たる250人が非正規労働者です。

日本では円安が進んでいることにより、食費や光熱費・ガソリン代等、あらゆるものの値段が高騰しており、家計を圧迫しています。郵政で働く非正規労働者の時給は各都道府県の最低賃金に準拠していますが、賃金の上昇が物価の上昇にまったく追いついていません。広島県の最低賃金は現在970円ですが、8時間で22日働いて月17万円ほどです。家庭事情は様々ですが、10年以上も親元から通う人もいれば、子供を高校や大学に通わせている人、介護を必要とする親族を抱えている人もいます。年収200万円以下の労働者は全国で1千万人以上といわれていますが、貯蓄なしの世帯は増え続け、貧困は一層深刻化しています。

広島郵便局で働いている非正規労働者との会話のなかでも、「時給が上がってほしい」との声をよく聞いています。また彼らの中には、夜から翌日の朝までの深夜帯で働いている人もいます。彼らは「深夜帯で働く」という健康にかかるリスクを承知の上で、身体への過酷な負担を我慢し、少しでも収入(夜勤手当)を多く得るために深夜労働を選択している人がほとんどです。また現在、広島郵便局では郵便物を全国に発送するための区分作業を行う時間帯(主に20時から22時頃)の人手が足りず、日によっては深夜帯で働く非正規労働者の数名が前超勤を行い作業することがあります。健康リスクよりも超勤手当を得ることを優先し、進んで超勤を希望する深夜帯労働者もいます。時給が上がればそのような問題も解消されるのではないかと考えています。

最低賃金は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するものでなければなりません。

私たち郵政産業労働者ユニオンは、ここ数年来「全国一律1500円」を最低賃金とするよう訴えてきました。物価の急激な高騰により、それでも足りないとの思いを強くしていますが、広島地方最低賃金審議会として「1500円」へ早急に近づけていただけることを強く望みます。

以上

広島県最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度の導入を

2024年7月30日

広島県労働組合総連合 議長 神部 泰

今春闘では、26年ぶりの水準となる賃上げ回答が出されたと報道されています。しかし、厚生労働省が6月5日に発表し統計では、実質賃金は前年同月比で-0.7%と、25か月連続でマイナスとなりました。3%を超える物価高騰が続くもとで、賃上げの実感がかき消されています。特に、中小企業の賃上げが大企業におよばないことや、ケア労働者の賃上げは極めて不十分です。さらに、非正規労働者の賃上げも、時給47円程度と昨年の最低賃金の引上げ額43円をようやく超える程度にとどまっています。

私たちは物価高から暮らしを守るため、最低賃金の大幅引き上げと全国一律の制度にすることを求めています。広島県の最低賃金は、昨年10月1日からこれまでの930円から40円アップの970円になりました。全国では、加重平均が時給1004円となり、はじめて1000円を超えました。しかし、現在の物価高騰の現状を見た時、あまりに不十分です。時給970円では、月160時間働いても約16万円、年収で約190万円程度にしかありません。

私たちが全国で実施している最低生計費試算調査によると、全国どこでも税込み月額24万~26万円が必要という結果が出ています。月160時間で時給に換算すると1500円以上です。これは健康で文化的な「人間らしい暮らし」ができる水準を示します。チェーン店の展開などで商品の価格は全国でほとんど同じになってきており、生計費に地域間格差がなくなる傾向がでています。家賃は都市部が高いものの、地方では自家用車が必需品となっており、車の維持費がかかります。地方の最賃が相対的に低いままでは、労働者が離れ、地方の経済は力を失い、過疎化がますます進行してしまいます。広島県の人口流出が全国1位という不名誉な結果が続いていることを打開するためにも、全国どこでも時給1500円以上の最賃にすべきだと考えます。

私は全広島教職員組合という教職員組合の役員をしています。私たちの教職員組合は、2001年から県内の高校等に進学する子どもたちの援助に少しでもなればと考え、返済不要の奨学生募集を行ってきました。コロナ禍以前からも、「格差と貧困」がより深刻化しており、子どもたちをめぐる状況は大変なものとなっています。「収入が大幅に下がり入学金などの支払いに悩んでいる」「失業し、授業料が払えない」「入学準備金が高く、家計負担が大きい」など子どもたちの深刻な実態が学校現場にも寄せられています。また、物価高騰から食費代を削らざるを得ないという実態から、給食のない夏休み後に子どもたちが痩せてくるという実態も数多く報告されています。さらには、「何もかもが高くなった上、賃金が上がらず、生活が苦しい。小学校3年生の長男は熱があっても我慢して隠すようになった」などの深刻な実態も報告されています。

子どもたちが安心して、お金の心配なく学べる環境をつくることは大人や政治の責任ではないでしょうか。そのためには最低賃金の大幅引き上げが重要であることを重ねて強調したいと思います。。

2024年7月16日

広島地方最低賃金審議会 御中

広島県労働組合総連合
事務局長 植永光則

広島県最低賃金の改正にむけての意見について

1、最低賃金については全国一律制とし、政府の責任で実現を要望します。

(1) 全国一律最低賃金にする趣旨

すべての労働者とその家族が憲法に保障された、健康で文化的な最低限度の生活を確保するために必要な賃金の最低額がどの地域で働いても等しく保障されるようにすること、同時に、地域経済を活性化させ、地域間格差を解消することにより、「国民経済の健全な発展に寄与する」ことができるようにすること。

(2) 全国の生計費調査からも月額 24 万円（税込）以上 時間給 1600 円以上が必要

1 昨年の 2022 年に全労連と県労連など地方組織が協力して行った最低生計費試算調査は、
27 地

方組織で約 4 万 8 千人の組合員が協力しました。単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費を明らかにしましたが、主な都市では、札幌市 1,500 円、盛岡市 1,524 円、秋田市 1,446 円、新潟市 1,613 円、長野市 1,699 円、水戸市 1,687 円、さいたま市 1,613 円、東京都北区 1,664 円、静岡市 1,644 円、名古屋市、1,513 円、京都市 1,639 円、大阪市 1,633 円、神戸市須磨区 1,626 円、岡山市 1,657 円、山口市 1,612 円、福岡市 1,517 円、佐賀市 1,613 円、長崎市 1,499 円、鹿児島市 1,564 円、那覇市 1,642 円となり、時間額で 1600 円以上、月額 24 万円（税込み）以上が必要との結果が得られています。また 2022 年以降の物価高を考慮すると現在では時間額 1700 円以上必要とされています。

2 . 私たち全労連は全国一律最賃制の確立を求めており、その理由として以下を述べます。

最低賃金を全国一律制にする趣旨と現行の 5 つの問題点について指摘し、意見を述べます。

問題点 1

全国の大手の同系列のコンビニでは同じ価格の商品を扱っていても、働いている従業員の賃金はその地域ごと、販売店ごとに差が生じています。その格差のベースとなる原因は最低賃金であり、昨年の地域最賃の最高の東京都と最低の岩手県では220円もの格差が生じています。

年間での地域間格差は1800時間の労働時間で約40万円（220円×1800時間＝39.6万円）となっています。

問題点 2

現在でも時給の高い東京都や大阪府などの都市部に労働者が流れています。人口が都市部に集中し、地方の働き手が少なくなるなど地域経済の疲弊をまねき、地域間の経済格差が拡大しています。

問題点 3

現行法の最低賃金は最賃決定の三要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮して決定しています。この地域別である限り、最低賃金の低い地域は、その現状の支払い能力や経済状況が勘案され、最低賃金額が決められるため、低い地域は低いままに決定される構造的な問題を持っています。そのため、日本政府の責任で先進国ではめずらしい「事業の支払い能力」を削除することが必要です。

問題点 4

現行制度では、最低賃金が高い地域が、低い地域を考慮することで引上げを抑制する要因となっています。格差を広げることとはできないとともに思い切った引上げができない仕組みになっており、使用者側、企業にとっては好都合の内容になっています。

問題点 5

最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差になり、生活保護や年金、公務員賃金、保険料にいたるまで様々な制度の格差となり悪影響となっています。世界で地域別最賃の国は、カナダ、中国、インドネシア、日本の4カ国（全体の3%2013年）のみです。

以上の5つの問題点を解決するには、最低賃金を「全国一律制」にするここでもしか解決できません。この間、全国での地域間格差は大きく、「全国一律最賃制」へ向け政府としての相応の財源を確保し、中小企業の支援策など一定の期間を要する施策が必要であり、早急に現行制度からの切り替えを要請するものです。

以 上

2024 年 7 月 1 5 日

広島地方最低賃金審議会会長様

(広島市中区八丁堀 6 番 30 号 広島労働局労働基準部賃金室内)

全労連・全国一般広島合同労働組合

書記長 門田勇人

〒732-0052 広島市東区光町 2-9-24-303

Tel082-568-5835 Fax082-568-5845

最低賃金改定において支援策の充実、労働法制改悪ではなく労働行政充実を求める

1、最低賃金引き上げのため、国において中小零細企業への支援策を行うことを求めます。

「私は最低賃金以下で働いています」。3月22日に全労連が行った全国一斉労働相談は、NHKニュースで放映されたこともあり、一日中電話が鳴り続き、深刻な相談が相次ぎました。

女性は広島市内の飲食店で、時給930円で働いています。現在の広島県最低賃金は970円ですから、40円違反しています。去年は時給890円（最低賃金930円）と、長年最低賃金を下回る賃金で働いていると訴えました。経営者に「法律違反では？」話すと、「うちはそんなに給料を払えない。」と言い、相談者も「これ以上反論すると、働き続けられない」と、行政にも相談できなかったそうです。

審議会のみなさんも、今の時代、「最低賃金以下で働かせる経営者がいるのか」と、びっくりすると思いますが、厚生労働省の「最低賃金に関する基礎調査」によると、2022年には最低賃金以下で働く労働者は1・8%と推計されています。最低賃金以下は時給だけでなく、月給者にもあります。月給15万円でも、所定労働時間が160時間だと、時給938円となり、970円を下回るようになります。毎年県労連にも、運送業やタクシー労働者から最低賃金違反の相談も寄せられているところですよ。

相談者には、「最低賃金との差額を払わなかった場合には50万円以下の罰金に処せられること（最低賃金法40条）」と、「賃金の消滅時効期間は原則3年」ということを相談者に伝え、労働基準監督署に申告するよう伝えました。しかし、働き続ける間は申告できないと電話を切られました。

この事案は、当然経営者に責任があるのですが、賃金引き上げで中小零細企業の経営が悪化するのも明らかです。国はすべての中小・零細企業において、賃金引き上げのための十分な支援策を行うことを求めます。

2、労働基準法のデロゲーション「適用除外」に反対します。

現在、厚生労働省は「労働基準関係法制研究会」を設置し、労働法制改悪に向けた動きを進めています。

厚労省で審議されているのがデロゲーションです。デロゲーションは「適用除外」という意味で、本来無効となる最低基準（労働基準法）以下の労働条件に罰則を科さず、認める仕組みです。

改悪案は、労働者と使用者が合意すればその労働条件が認められるというものです。財界は「労使合意」とは言わず「労使コミュニケーション」という言葉を使っています。真意は、「使用者が情報提供と意見聴取をすれば、労働者の合意なしにデロゲーションが可能となる」仕組みを導入しようという意図があるのです。

狙われているのは「企画業務型裁量労働制の拡大」ですが、この考えが拡大し、最低賃金に適用されると、「最低賃金以下で働くこと」も場合によっては適法となってしまいます。

労働者は使用者に経済的・組織的に従属せざるを得ない状況にあり、労働基準法制はそうした労使の力関係を前提として全国一律での最低基準を定めています。そのような労使の力関係からすれば、労働者の真意に反して労働条件の切り下げが行われてしまう例が発生することは明らかです。

労働基準法が最低限の労働基準を定めている（労働基準法 1 条 1 項及び 2 項）ことからすれば、デロゲーションの拡大は絶対に認めるべきではありません。

3、労働基準監督署の弱体化に反対します。

労働基準監督署の弱体化も狙われています。財界は労基署（現行 3 2 1 か所）の数を減らすために、指導・監督する単位を事業場から本社に緩和することを求めています。

国際労働機関（ILO）では、先進国における労働基準監督官数の合理的な基準として、監督官 1 人当たりの労働者数を最大で 1 万人としています。日本では雇用者 1 万人当たりの労働基準監督官数は 0.62 人（2016 年時点）であり、アメリカに次いで低い水準となっています。

2022 年に労基署が提起監督した事業所約 1 4 万 2 0 0 0 か所のうち賃金未払いなどの違反率は 7 割にのぼります。現在、労働基準監督官の不足や、監督官が対応すべき事案が複雑化していることから、労働基準監督官の増員が必要です。

最低賃金などの違反を取り締まり、労働行政を強化するためにも、労働行政に関わる人員を大幅に増やすことを求めます。

広島地方最低賃金審議会におかれましては、最低賃金改定において、以上 3 点について意見を上げていただくことを求めます。

以上

2024 年 7 月 14 日

広島地方最低賃金審議会 御中

郵政産業労働者ユニオン中国地方本部

委員長 小野康邦

広島県最低賃金の改定決定に係る意見書

私たち郵政産業労働者ユニオンは、郵便局とその関連事業に従事する労働者で組織する労働組合です。郵便局では約半数の社員が非正規雇用であり、雇用形態の違い、所属する会社の違いを超えて、差別をなくしみんなで豊かな暮らしができるよう活動しています。

日本国憲法第 25 条第 1 項には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と明記されていますが、はたして現実にはすべての国民がその権利を保障されているのでしょうか？

広島県の最低賃金は現在 970 円ですが、1 日 8 時間、週 40 時間働いたとしても、月収約 16 万 8000 円、年収で約 201 万円にしかありません。年収 200 万円以下の労働者は全国で 1 千万人以上といわれています。貯蓄なしの世帯は増え続け、貧困は一層深刻化しています。加えて、近年の国際的な燃料費等の高騰や円安の進行による消費者物価の大幅な上昇が続いていて、家計を圧迫しています。

郵政で働く非正規労働者の時給は各都道府県の最低賃金に準拠していますが、賃金の上昇が物価の上昇にまったく追いついていません。

私たちの職場で働いている非正規労働者の中には、夜勤手当を得るため夜から翌日の朝までの深夜帯で働く人や郵政の仕事を終えた後、別の仕事に就くダブルワーカーもいます。生活のために健康にかかるリスクを承知の上で、身体への過酷な負担を我慢し、少しでも収入を多く得るためにやむを得ない選択を強いられている仲間が多数います。

最低賃金は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するものでなければなりません。

私たちの労働組合は、ここ数年来「全国一律 1500 円」を最低賃金とするよう訴えてきました。物価の急激な高騰により、それでも足りないとの思いを強くしていますが、広島地方最低賃金審議会として、「1500 円」へ早急に近づけていただけることを切望します。

2024年7月17日

広島地方最低賃金審議会

会 長 岡田 行正 様

広島市児童館指導員労働組合

執行委員 加藤 加代子

最低賃金の大幅な引き上げにより自治体で働く非正規労働者の労働条件の改善を

令和6年度広島県最低賃金の改定審議にむけた意見書

日頃より労働者の労働条件の改善と、最低賃金制度を通して社会政策、労働政策、経済政策の各分野の発展にご尽力いただいている広島地方最低賃金審議会の委員のみなさまに敬意を表します。令和6年度の広島県最低賃金の改定審議について、自治体で働く非正規雇用労働者の立場から意見を申し上げます。

岸田首相は、昨年8月、2030年代半ばまでに最低賃金を1500円に引き上げること为目标にすると表明しました。最低賃金が1500円に引き上げられることは喜ばしいことですが、首相が示した2030年代半ばまでにはまだ10年以上もあり、現在、物価の高騰の影響を色濃く受けている私たち非正規雇用の労働者にとっては、到底待てない未来の話であると言わざるを得ません。

私たちのような会計年度任用職員の賃金は、公務員として最も低い水準となっています。法律上、会計年度任用職員は最低賃金制度の適用除外となっており、実際最低賃金を下回る自治体もあります。しかし令和4年12月には総務省が「会計年度任用職員の給与水準の決定については地域の実情等を踏まえること」「地域の実情等には最低賃金が含まれること」との通知を出している通り、私たち会計年度任用職員にも最低賃金制度は大きな影響があるといえます。

現在、自治体で働く非正規雇用の労働者の職場では、募集しても人が集まらず、必要な人員が確保できない「欠員」の状態が多く見受けられます。私たちの職場である児童館、放課後児童クラブも欠員の状態が長く続いています。児童館も放課後児童クラブも、子ども達の大切な居場所であり、保護者が安心して就労するためには欠かせない場所です。私たちは、子ども達のために、また保護者のためにこの職業を選び働いていますが、賃金に責任の重さや仕事量が見合っていないと感じて、退職していく仲間も少なくありません。加えて、欠員状態になると、残された職員の仕事量が増えるなど負担が大きくなり、それが原因で退職者が増え、欠員が欠員を生む悪循環が起こっています。それを防ぐためには、労働条件の改善が必要であり、最低賃金の引き上げが大きな鍵になると考えます。

全労連の最低生計費調査では、全国どこでも時給1500円以上が必要だと示されています。最近の物価高騰を考慮すると1700円は必要だという試算もあります。児童館や放課後児童クラブの指導員になるためには教員免許などの資格が必要ですが、私たちの初任

給を時給換算すると、1 4 3 7 円となり、1 5 0 0 円を下回っています。また、私たちの職場で働く臨時指導員と呼ばれる日任用の会計年度任用職員の時給は、1 0 9 3 円です。毎年最低賃金が上がるにつれて少しずつ賃金も上がってきていますが、子ども達の下校時間に合わせての雇用であるため、労働時間が安定しない中、子ども達と直接触れ合う、いわば住民サービスの最前線ともいえる仕事としては十分な賃金であるとはいえません。そのため、臨時指導員が足りていない施設も多数あります。欠員と臨時指導員不足で子どもたちの安心安全な居場所を守れるのか、十分に人員が揃った中で働きたいと常に思っています。

日本では、労働時間が短くなると責任も少ないと見なされるのか、一時間当たりの賃金も少なくなる傾向にあります。しかし、非正規労働者の多くは自分の職務に責任を持ち、また、職場が自治体であれば、住民の幸福を常に最優先に考えて勤務しています。労働時間の長短にかかわらず自治体を支えている存在です。専門的な知識や、特別な経験が必要な職種もあります。どんな職種でも、勤務時間の長さにかかわらず十分な賃金が支払われることが必要です。そのためには、一日も早く最低賃金は1 5 0 0 円以上にしていきたいと思います。また、最低賃金が1 5 0 0 円を超え、労働者が皆「あたりまえの生活」ができるようになることこそ、広島県内の経済の活性化の近道であると考えます。

2 0 2 4 年の春闘では、大企業を中心に大幅な賃上げが相次ぎました。一方で、その陰には賃上げの恩恵を受けることができなかった非正規労働者の存在があるということを念頭に、十分に審議していただきたいと思い意見を申し上げました。

以上

2024 年 7 月 1 8 日

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正 様

広島市留守家庭子ども会指導員労働組合

執行委員 大内 理枝

最低賃金の大幅引き上げ、非正規労働者の待遇改善を 令和 6 年度広島県最低賃金改定決定審議にむけた意見書

労働者の労働条件の向上と県民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている広島地方最低賃金審議会委員の皆様には敬意を表します。今年度の広島県最低賃金の改定審議にかかわって、意見を述べます。

自治体職場では、人員削減が続けられていますが、仕事量は削減されるどころか増大してきてい状況の中非正規労働者が占める割合はどこ自治体でも大きくなってきています。しかし、時間給は最低賃金に近い賃金でしかない自治体が多いのが実態です。年間コンスタントに仕事に就けるわけではない臨時的任用の会計年度任用職員、有期雇用(1 年・3 年・5 年)の会計年度任用職員など会計年度任用職員とはいえ様々な任用形態で雇われています。会計年度任用職員の職種は、事務的補助にとどまらず、住民サービスの最前線で働き、専門的な職種も増えてきています。

また、専門職であっても時間給は 970 円から 1500 円程度です。職種(心理療法士・語学聴覚士・保育士・放課後児童クラブ支援員・児童館指導員・調理員・学校業務員など)も多数あるのが実態です。

会計年度任用の多くは、住民のためにいい仕事がしたいと思って仕事に就きますが、仕事の実態と賃金のギャップに苦しみ、短期間で仕事を離れていく職員が増大しているのが実態です。応募しても採用者が来ない中で、多くの職場が会計年度任用職員の欠員状態を生み出しています。これでは住民サービスの向上に努めることが困難状態ですが現場の職員は件名に仕事をしています。

自治体に働く非正規雇用労働者の賃金水準の引き上げには、最低賃金の大幅アップが極めて有効です。政府は、2030 年代半ばまでに 1,500 円を目指すとしていますが、全労連が行った最低生計費資産調査では一人暮らしの青年で時間給 1500 円が必要と 2020 年の調査では結果が出ました。しかし、近年の物価高騰で 1,700 円が必要とされています。昨年全国加重平均が 1,004 円となりましたが 1,500 円にはほど遠いものといわざるを得ません。広島県の最低賃金は 970 円で全国加重平均にも届いていません。せめて全国加重平均に近づく引き上げをしてほしいものです。一刻も早く、最低賃金を 1,500 円円以上にすることそして地方の疲弊を解消するためにも全国一律最低賃金制度にすることが必要です。

これまでの地方最低賃金審議は、中央最低賃金審議会の目安にどれだけ上乗せをするかに限られたものになっていると感じています。「全国一律」の実現と共に、憲法 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」立場から検討、審議いただき、最低賃金の収入で「人間としてあたりまえの生活」が可能なのかを充分議論頂きたいと考えます。

広島県内の労働環境の改善、地域経済の活性化をめざすためにも、広島県最低賃金審議会の役割を存分に発揮し、生計費原則に基づいた最低賃金の答申を出していただくことをせつに要望いたします。

以上

2024 年 7 月 16 日

広島地方最低賃金審議会 委員各位

広島県合同労働組合
生協ひろしまパート支部
書記長 田頭 奈美江

2023 年度の地域別最低賃金の目安にむけた意見書

1. 最低賃金の大幅な引き上げを求めます

生協ひろしまパート労組はパートやアルバイトの仲間で組織している労働組合です。2023 年秋の最低賃金の改定で広島県の最低賃金は 40 円引き上がり 970 円となりましたが、私たちの職場で働く仲間は、その最低賃金、もしくは最低賃金近傍にも満たない時給で働く者ばかりです。

2024 年の春闘では、私たちの組合も値上げに負けない大幅な賃上げをめざし闘ってきました。ちまたでも実質名目賃金は 3 年連続の増加と言われているように、いくらかのベアは実現しましたが、物価の高騰に到底見合うはずもなく、物価高に賃金が追いついていない状態です。メディアで取り上げられる大幅賃上げは一部の大企業の話で、経営基盤や競争力の弱い中小企業は経営に賃上げの影響を大きく受けることから、なかなか労働者の賃金にまで反映させるのはむずかしいのですが、春闘での賃上げの恩恵を、特にわたしたちのような非正規労働者には感じるできません。

2023 年末に実施した「生活実感アンケート調査」では、仲間の苦しい生活の現状が浮き彫りになりました。「食費、光熱費など考えられる節約は全てした。それでも生活費はたらず、どこを削ればいいのか、そればかり考える。贅沢をしているわけではない。人並みの当たり前を送るために、自分の楽しみはおろか、子どもたちへの教育やいろいろなことを体験させてあげることにお金がかけれなくなっている」とこういった訴えをするのは、特別な人たちではありません。一人暮らしの単身者や年金者、シングルマザー、ほとんどの労働者の実質賃金が上がらないなかでは、配偶者がいるパート労働者でも家計の土台を担っています。全労働者の 4 割を占める非正規労働者のこうした実態を本気で考えるのなら、法律で決めて、金額を改定する事ができる「最低賃金」を本気で議論する必要があります。

「安心してまともに暮らせる賃金」が必要なのは非正規労働者も同じです。病気になったときに安心して療養ができる収入保障やリタイアしたときに生活できるだけの年金

が必要なのも、正規労働者と非正規労働者に違いはありません。生活環境や家族構成は一人ひとり違い、働き方も違いがありますが、少なくとも自立して暮らせる賃金を得るためには少なくとも現在の最低賃金は低すぎます。

すべての人が、人間らしい当たり前の暮らしが営めるよう、賃金の根元である「最低賃金」が大幅に引き上げられることを望みます。

2. 最低賃金の全国一律制度実現を求めます。

4ランクから3ランクとなったランク制変更を受けて行われた 2023 年の中央審議会の審議では、地域間格差の解消、最低賃金 1500 円以上を求めるわたしたちの声を無視し、Aランク 41 円、Bランク 40 円、Cランク 39 円と、格差を拡大する目安答申となりました。中賃の答申に対し、地方では目安を上回る動きが作り出されましたが、Aランク最高額の東京 1,113 円とCランク最低額の岩手との 893 円の差は 220 円と矛盾も大きくなって、地域間格差は広がったままです。中国四国地方の中核でもある広島県から、「地域間格差の解消」の動きに先陣を切って取り組んでいただきたいと思います。

最低賃金の地域間格差は労働者の「生まれ育ったところで安心して、安定した生活を送りたい」という選択肢さえ奪いかねません。最低賃金の低い地域から、高い地域への人口流出は単に労働力の流出だけでなく、地方経済に打撃を与え、地方全体の衰退を招きます。それぞれの地方が労働力の確保と地方経済の活性化をはかるには、ランク別制度は廃止して「最低賃金の全国一律化」とすることが必要です。

憲法25条では「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあります。最低賃金は、なんとか生きていけるだけの最低限のセーフティネットではありません。+-労働者 1 人ひとりが人間らしく暮らせる「最低賃金のあり方」について議論を尽くしていただきたいと思います。

以上。

広島地方最低賃金審議会 御中

令和6年7月18日

広島市中区国泰寺町 1-4-1 広島中央郵便局内
郵政産業労働者ユニオン広島県協議会
議長 岡崎徹

「令和6年広島県最低賃金改定審議に向けての意見書」

総務省が発表した2023年の人口移動報告によると、広島の転出超過が三年続けて全国で最多であることが分かりました。原因は複合的な要因によるものだと思いますが、深刻なのは若い世代の流出が多いことです。若い世代が他の都道府県に流出することは将来的な人口減少と消費市場の衰退を招き、そして広島の産業全体が衰退して行く可能性が大きくなっていきます。有効な措置が取られなければ負のスパイラルは簡単に止まらなないと考えられます。女性の就職の際の職種の選択の幅の狭さ、子育て世代への支援や給付の弱さ、最低賃金近傍で働くダブルワークやトリプルワークをこなすシングルマザーの存在など、未来ある若者にとって息苦しい状況が続いているのではないかと推察します。将来を見据えての人生選択を迫られる若者は今の広島を「せこい」と感じているのではないかと懸念します。「せこい広島」から出て自らの可能性を大都市を中心とした違う場所で発揮したいと考えるのは自然な流れなのかもしれません。最低賃金の決定に関しても、毎年中央審議会の目安に準ずる形での改定結果となっており、いくら必要かの議論が進んでいるようには見えません。広島労働局の試算による標準生計費は若者にとっては絶望的な数字です。広島最低賃金審議会における経営者側の一円でもあげたくないという思惑は広島の未来に対し暗い影を落とします。大幅引き上げができないのであればなぜできないのかの冷静な分析を共有し、必要に応じて審議会から関係各所へそして社会へ提言すること、そしていくらあげるかでなくいくら必要なのかという根拠に基づいた議論を進めること、広島は県民に対しその暮らしを積極的に支えていくのだというメッセージに結びつく審議というものをさせていただくことを要請します。広島を元気にしていただきたく最低賃金の大幅引き上げを求めます。